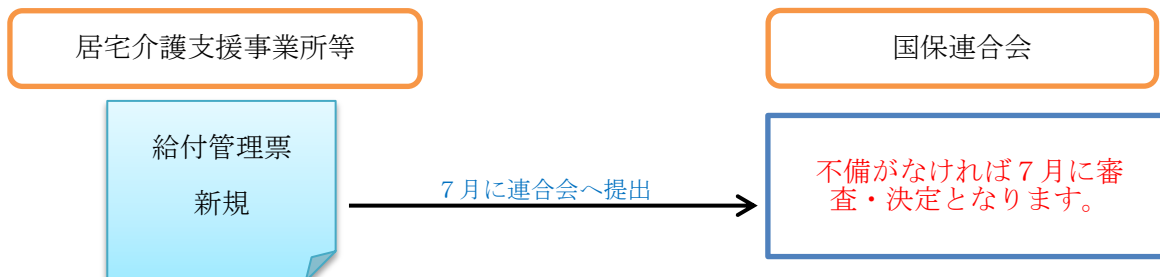


## 給付管理票作成にかかる留意事項について

### ○新規で作成する場合

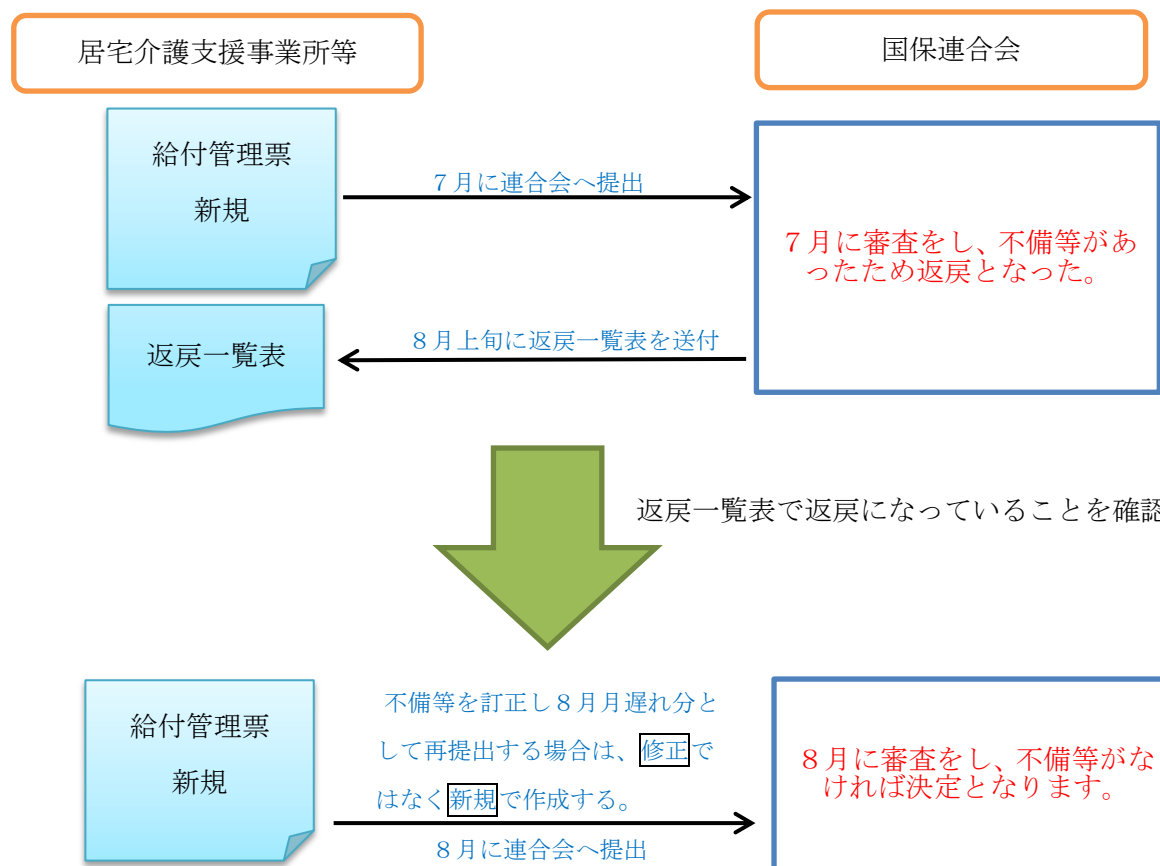
#### ①当月分の給付管理票

(例) 平成27年6月サービス提供分の給付管理票を7月に提出する場合。



#### ②返戻となった月遅れ分の給付管理票

(例) 平成27年6月サービス提供分の給付管理票を7月に提出したが、返戻となったため8月に月遅れ分として提出する場合。



※返戻となった給付管理票を修正として再提出した場合は、修正する実績がありませんので、再度返戻になります。（※返戻：ANN9“給付管理票の作成区分新規での提出が必要”）

※返戻となった給付管理票を再提出する際には、修正ではなく新規で作成してください。